

65歳以上の介護保険料

令和6年度から変更

介護保険制度では、サービスの需要とそれにかかる費用を見込み、65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料を3年ごとに算出しています。今回は令和6年度の変更内容をお知らせします。

65歳以上の人の介護保険料は、「基準額」を基に、所得に応じて決まります。

保険料基準額が上昇

高齢化に伴い、要介護・要支援認定者は年々増加しています。そのため、介護サービスの利用が増えることが予想され、介護給付費の増加が見込まれています。

また、介護職員の処遇改善に伴う介護報酬の改定により、サービスにかかる料金が上がります。

これらの理由により、保険料基準額(月額)を4,800円から5,300円に増額します。

主な変更点

介護保険料は、所得によって段階が設けられています。令和6、8年度の保険料(月額)は下表の通りです。

主な変更点は、第12段階までを国と同様の基準とし、これまでの16段階から17段階に細分化しました。これにより、所得が低い人の負担が減り、各段階の負担能力に応じたより細やかな保険料となっています。

納め方は

40～64歳の人は健康保険の保険料と一緒に納付してもらいます。

65歳以上の人は、年金からの特別徴収(天引き)と納付書による普通徴収があります。

○特別徴収：月額18万円以上の高齢・退職年金、障害年金を受給している人が対象。保険料は7月下旬に「介護保険料額決定通知書」でお知らせします

○普通徴収：年間の年金額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になった人、ほかの市町村から

転入した人などが対象。7月中旬に納付書を送付します。金融機関窓口やコンビニエンスストアでの納付のほか、ペイジー、スマートフォン決済アプリ、インターネットを利用したクレジットカードでの納付ができます

滞納すると

特別な事情もなく保険料を滞納していると、サービスを利用する時に一定期間自己負担額が引き上げられるなど、未納の期間に応じた措置が取られます。

災害や生活困窮など特別な事情によって保険料を納めることが難しい場合には、保険料の徴収が猶予されたり、減額・免除されたりする場合があります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

65歳以上の人の介護保険料(令和6～8年度)

保険料の段階	対象	保険料額(月額)
第1段階	○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ○生活保護者 ○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	1万8,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人 3万 800円
第3段階		上記以外の人 4万3,500円
第4段階	本人は市民税非課税であるが	世帯内に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 5万7,200円
第5段階		世帯内に市民税課税者がいる場合で、上記以外の人 6万3,600円
第6段階	本人が市民税課税で	合計所得金額が120万円未満の人 7万6,300円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 8万2,600円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 9万5,400円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 10万8,100円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 12万 800円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 13万3,500円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 14万6,200円
第13段階		合計所得金額が720万円以上820万円未満の人 15万2,600円
第14段階		合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人 15万9,000円
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人 16万5,300円
第16段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人 17万8,000円
第17段階		合計所得金額が2,000万円以上の人 19万 800円